

階級及び消防職員委員会に係る関連条文等

○消防組織法（昭和22年法律第226号）

（消防職員の身分取扱い等）

第16条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

（消防職員委員会）

第17条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。

二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。

三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。

4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

○消防吏員の階級の基準（昭和37年 消防庁告示第6号）

第1条 消防吏員の階級は、消防総監、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

第2条 消防長の職にある者の階級は、次の各号によるものとする。

一 消防総監の階級を用いることのできる者は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第27条第2項の特別区の消防長とする。

二 消防司監の階級を用いることのできる者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号及び次条第二号において「指定都市」という。）（指定都市の加入する組合を含む。次条第2号において同じ。）の消防長とする。

三 消防正監の階級を用いることのできる者は、消防吏員の数が200人以上又は人口30万以上の市町村の消防長とする。

四 消防監の階級を用いることのできる者は、消防吏員の数が100人以上又は人口10万

以上の市町村の消防長とする。

五 消防司令長の階級を用いることのできる者は、第二号から前号までに掲げる市町村以外の市町村の消防長とする。

第3条 消防長の職にある者以外の消防吏員の階級は、次の各号によるものとする。

一 前条第一号の特別区にあつては、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

二 前条第二号の指定都市にあつては、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

三 前条第三号の市町村にあつては、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

四 前条第四号の市町村にあつては、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

五 前条第五号の市町村にあつては、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

第4条 市町村は、第一条及び前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、消防士の階級を消防副士長及び消防士の階級に区分することができる。

○消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成8年消防庁告示第5号）

（目的）

第1条 この基準は、消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員長）

第2条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰するものとする。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、消防本部及び消防署の組織を区分し、当該組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに定めるものとし、標準的な規模の消防本部及び消防署の組織（管内の人口が10万人、消防本部、消防署1、出張所2により構成されるものをいう。）においては、消防本部、消防署及び出張所のそれぞれを組織区分として定め、委員の定数は各組織区分ごとに2人とし、委員の総定数は8人とするを基本とするものとする。

2 前項に規定する委員の総定数は、消防本部及び消防署の組織の規模等の実情に応じ増減するものとする。この場合において、委員の総定数は原則として20人を超えないものとする。

（委員の指名）

第4条 消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指

名するものとする。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

- 2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とするものとする。ただし、委員に欠員を生じたとき新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

- 2 委員は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。
- 3 小規模な消防本部等においては、委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし書の規定は適用しないことができるものとする。

(意見取りまとめ者)

第5条の2 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

- 2 意見取りまとめ者の定数は、第3条第1項の規定による標準的な規模の消防本部及び消防署の組織において4人とするを基本とするものとする。
- 3 前項に規定する意見取りまとめ者の定数は、消防本部及び消防署の組織の規模等の実情に応じ増減するものとする。この場合において、意見取りまとめ者の定数は2人以上とし、原則として十人を超えないものとする。
- 4 意見取りまとめ者の任期は、2年とするものとする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。
- 5 意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

(消防職員の意見の提出)

第6条 消防職員は、消防組織法第17条第1項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を經由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

- 2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べるることができるものとする。

(委員会の会議及び議事等)

第7条 委員会の会議は、毎年度の前半に一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。

3 委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議するものとする。

4 委員会の会議は、委員の総定数の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

5 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な措置をとることができるものとする。

(委員会の意見)

第8条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(委員会の審議の結果等の周知)

第8条の2 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、消防本部の総務関係の事務を所掌する部課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この基準に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定めるものとする。

各都道府県知事 殿
(消防防災課・地方課扱い)

消防庁次長

消防組織法の一部を改正する法律の一部（消防職員委員会に関する事項）
の施行について（通知）

消防組織法の一部を改正する法律（平成7年10月27日法律第121号）のうち消防職員委員会に関する事項は、消防組織法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成8年7月5日政令第207号）により、平成8年10月1日から施行されることとなった。また、同法による改正後の消防組織法第14条の5第4項の規定に基づき、消防職員委員会の組織及び運営の基準が、平成8年7月5日消防庁告示第5号をもって定められたところである。

これに伴い、消防職員委員会に関する留意事項等について下記のとおり通知するので、遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

第1 消防職員委員会の設置の目的等

- 1 消防職員委員会（以下「委員会」という。）は、消防職員（以下「職員」という。）間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的としているものであること。（消防組織法第14条の5第1項関係）
- 2 委員会は、消防組織法上「消防本部の組織」（消防組織法第11条第2項）の一部として位置づけられるものであること。（消防組織法第14条の5第1項関係）
- 3 委員会は、各消防本部に置かれるものであり、その組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁告示に従い、市町村の規則で定める必要があること。（消防組織法第14条の5第4項関係）

第2 委員長

- 1 委員長は、消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある職員のうちから消防長が指名するものであること。（消防組織法第14条の5第3項関係）

- 2 消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものは、消防本部及び消防署の組織及び所掌事務の実情に応じ、消防本部の次長、総務課長等の人事、組織、予算等の総務関係の事務を分掌する職とするものであること。この場合において、市町村の規則で消防長に準ずる職を複数定め、委員長として指名されている者に事故がある場合等においては、当該規則で定められている他の職にある者を委員長として指名することができるものであること。(消防組織法第14条の5第3項関係)

第3 委員の定数

- 1 委員の定数は、消防本部及び消防署の組織を区分し、当該組織の区分(以下「組織区分」という。)ごとに定めるものであること。(消防庁告示第3条第1項関係)
- 2 消防本部及び消防署の組織の状況等にかんがみ、必要に応じ、消防本部における部課や消防署等をまとめ、これを組織区分として定数を定めることができるものであること。

第4 委員の指名

- 1 消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する職員のうちから委員を指名するものであること。(消防庁告示第4条第1項関係)
- 2 組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する職員の推薦に基づき指名することとされているが、職員による委員の推薦は、各組織区分に所属する職員による話し合いにより行うものであること。(消防庁告示第4条第1項関係)
- 3 特に規模の大きい消防本部においては、必要に応じ、各組織区分に属する消防本部の部課や消防署等において委員の推薦を行う職員(以下「推薦人」という。)を推薦し、当該推薦人により当該組織区分から委員として推薦される職員(以下「被推薦人」という。)の決定を行うこととする間接推薦の方法も認められるものであること。この場合においても、推薦人の推薦及び被推薦人の決定の方法については2によるものであること。(消防庁告示第4条第1項関係)

第5 委員の任期

委員は、引き続き2期を超えて在任することはできないものであるが、小規模な消防本部等で、委員である職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該職員が委員として引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合においては、例外として、引き続き2期を超えて在任することもできるものであること。(消防庁告示第5条第3項関係)

第6 職員の意見の提出

職員の意見は、委員会の庶務を所掌する部課を通じて委員会に提出するものであること。(消防庁告示第6条関係)

第7 委員会の会議及び議事等

- 1 委員会の会議は、委員長及び委員によって行われるものであること。
- 2 委員長は、委員会を招集するにあたり、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる職員から提出された意見の概要を委員に通知するものであること。(消防庁告示第7条第2項関係)
- 3 委員長及び委員は、あらかじめ委員長が定めた審議時間の範囲内に審議を終えるよう効率的な審

議に努めることとするものであること。

第8 委員会の意見

委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類して消防長に対し意見を述べるものであるが、その区分は、以下の区分に準じることが適当であること。(消防庁告示第8条関係)

- ① 実施することが適当である。
- ② 諸課題を検討する必要がある。
- ③ 実施は困難と考える。
- ④ 現行どおりでよい。

第9 消防長の処置等

- 1 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。
- 2 消防長は、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を職員に周知するものであること。

第10 庶務

- 1 委員会の庶務は、消防本部の人事、組織、予算等の総務関係の事務を所掌することとされている部課において処理するものであること。(消防庁告示第9条関係)
- 2 委員会の庶務を処理する部課においては、職員から提出された意見について、現在の状況、当該意見に関する事項を所掌する部課の所見等を委員会の開催までに取りまとめておくことが適当であること。

第11 その他

- 1 消防長は、特別の事情がある場合を除き、委員である職員が委員会に出席するために必要な配慮をするものであること。
- 2 職員は、委員会へ意見を提出したこと又は委員会の委員として正当な行為を行ったことの故をもって不利益な取扱いを受けることはないものであること。

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防課長

消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について（通知）

平成17年消防庁告示第6号をもって、消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成8年消防庁告示第5号）の一部が別添のとおり改正されたので通知します。

また、本制度の円滑な運用のため特に徹底を図る必要があると考えられる留意事項についても併せて通知します。

つきましては、下記の改正内容及び留意事項についてご了知の上、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨を周知徹底されるようお願いします。

記

1 改正内容

(1) 委員会の開催に関する事項

委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。 (第7条第1項関係)

これは、委員会の意見を受けて消防長が具体的に処置するためには予算措置が必要となることが多いことから、次年度の予算編成作業を勘案し、年度前半に委員会が開催されることが望ましいという趣旨によるものであること。

(2) 職員への周知に関する事項

委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。 (第8条の2関係)

これは、委員会の審議の結果等を職員に対して示すことにより、委員会の公正性・透明性をより向上させるという趣旨によるものであること。

(3) 「意見取りまとめ者」に関する事項

① 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者として意見取りまとめ者を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。 (第5条の2第1項関係)

② 意見取りまとめ者の定数は、第3条第1項の規定による標準的な規模の消防本部及び消防署の組織において4人とするを基本とするものとする。 (第5条の2第2項関係) また、

消防本部及び消防署の組織の規模等の実情に応じ増減するものとする。この場合において、意見取りまとめ者の定数は2人以上とし、原則として10人を超えないものとする。 (第5条の2第3項関係)

- ③ 意見取りまとめ者の任期は、2年とするものとする。また、2期まで再任可能とする。 (第5条の2第4項及び第5項関係)
- ④ 消防職員は、消防組織法第14条の5第1項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。 (第6条第1項関係)
- ⑤ 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べるものとする。 (第6条第2項関係)
- ⑥ 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。 (第7条第2項関係)

これは、意見取りまとめ者が以上の機能を果たすことにより、より効果的かつ円滑な委員会の運営に資するという趣旨によるものであること。

なお、意見取りまとめ者の制度の運用に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア 職員による意見取りまとめ者の推薦は、委員の推薦と同様に、職員の話し合いにより行うべきものであるが、その際、組織区分ごとに推薦することとしても差し支えないこと。
- イ 今回意見取りまとめ者を創設した趣旨にかんがみれば、職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を経由して提出されることが望ましいこと。

2 留意事項

以下の事項については、本制度の円滑な運用のため特に徹底すべき事項として、これまでの通知において留意事項として示してきたものも含めて再度通知します。

(1) 委員会の委員の推薦に関する事項

職員による委員の推薦については、当該組織区分に所属する職員の話し合いにより行うべきものであり、各職場における業務の打ち合わせ等の機会の利用、推薦のための会議の開催等により行うべきものであること。

(2) 再度意見提出することに関する事項

一度提出し、審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えないこと。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義あることと考えるべきであること。

(3) 消防長の処置等に関する事項

消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。

また、消防長は、消防長が処置した結果の要旨を職員全員に周知するものであること。